施策評価調書[途中評価(平成30年度実施)]

長	崎県総合	画信合	における	位置付け	作成年月日	平成30年10月26日	長崎県総合計画記載ページ	119	Р
	将	来	像	安心快適な暮らし広がる長崎県	施策主管所属	県民生活部食品安全	・消費生活課		
	基本	戦略	名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	課(室)長名	課長 松尾 康弘			
	施	策	名	(3) 食品の安全・安心の確保と安全・安心な消費生活の実現	施 策 関 係 所 属 (部 局 名 課 名)	県民生活部生活衛生	課		

1 施策の内容

【取組の概要】

食品関連事業者、消費者、行政が連携・協働して、生産から消費までの各段階における食品の安全・安心の確保に取り組みます。また、行政、地域等が連携して、高齢者等をターゲットに悪質・巧妙化する消費者トラブルの防止や被害の救済等に取り組みます。



県民の日々の食生活や消費生活が安心して営まれている。

2 施策の進捗状況と評価

施策の進捗状況の評価

□ A:順調 ■ B:やや遅れている □ C:遅れている

<<これまでの成果>>

- ●平成28年度から取り組んでいる食品の安全・安心サポーター制度により、平成29年度はリスクコミュニケーションを20回開催し、目標とする出席者数(710人)を大きく上回る出席者数(974人)を達成した。
- ●平成27年度から行政と警察のコラボによる消費者被害防止事業を展開し、悪質商法のターゲットになりやすい高齢者を対象として注意喚起を促す啓発物品を直接配付するなどダイレクトな啓発活動を行い、高齢者の消費者トラブルに対する理解と関心を高めることに寄与した。
- ●安全な食品の流通等を確保し食品による健康被害の発生を防止するために、食品衛生法に基づき、県内食品取扱い施設の監視指導並びに流通食品の検査を実施して、基準に適合しない食品を流通から排除することで食中毒発生件数は低い数値で推移している。

〈〈進捗状況に課題がみられる分野〉〉

- ●施策の成果指標の1つである「長崎県における「食品の安全」について、安心している人の割合」の達成率が平成29年度は79%であり、「遅れ」となっている。
- る。 県内食品関係営業施設等における監視指導件数については、長崎県食品衛生監視指導計画に従い、目標達成を目指したが、平成29年度は、達成率94%と目標に 及ばなかった。



3 施策の成果指標の進捗状況

指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	進捗状況の分析
長崎県における「食品の	目標値①		75%	75%	75%	75%	75%	(102十度)	成果指標である「長崎県における「食品の安全」について、安心している人の割合」の達成率 が平成29年度は79%にとどまった。安心している人の割合の減少(平成26年度:73.2%→平成29年 度:59.7%)と同時に不安を感じる人の割合も減少(平成26年度:14.8%→成29年度:9.0%)し、ど
安崎県における「良品の 安全」について、安心し ている人の割合	実績値②	73.2% (H26年度)	60. 5%	59. 7%				進捗状況	5 らともいえない人の割合が増加(平成26年度:12.0%→平成29年度:31.3%) した。県民が食品の 安全について判断をしかねている状況がうかがえる。 今後ともリスクコミュニケーション他、食品の安全性に関する正しい情報を提供し、食品の信
(いる人の割合	2/1		80%	79%				遅れ	等後ともりスクコミュニケーション他、良品の女主性に関する正しい情報を提供し、良品の信頼性確保に努める。
指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	進捗状況の分析
	目標値①	基準年	H28 11%	H29 11%	H30	H31	H32	最終目標(年度) 11% (H32年度)	消費者苦情相談にかかる斡旋解決率について、29年度は目標値を0.4ポイント下回る10.6%にと どまった。消費生活センターに寄せられる苦情相談は、社会経済情勢の変化に伴い複雑多様化し
指標 消費生活センターにおける斡旋解決率	目標値① 実績値②	基準年 10.4% (H26年度)			7100			11%	消費者苦情相談にかかる斡旋解決率について、29年度は目標値を0.4ポイント下回る10.6%にと

4 新たな課題や社会情勢の変化等

●我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、食品衛生法等の一部を改正する法律が平成30年6月に公布され、平成32年度には、全食品関連事業者がHACCPによる衛生管理の制度化の対象となる。

●民法の一部改正により、平成32年4月から成年年齢18歳に引き下げられることとなった。

●消費者教育推進法に基づく消費者教育の推進に関する基本的な方針の中で消費生活センターは地域における消費者教育推進の拠点と位置付けられ、従来の相談業務に加えて新たな役割が付加されている。

5 課題を踏まえた今後の対応方針

●食品関連事業者に対してHACCP導入講習会を開催し、食品関連事業者が確実に新制度へ移行できるよう支援を行っていく。

●中学・高等学校における「授業支援」、各種消費者講座を通して、若年層の消費者被害未然防止に取組む。

●県・市町の役割分担、教育委員会、学校現場と連携して上記「授業支援」も含め、効果的な消費者教育推進のあり方について検討を進める。



6 施策を推進する事業群の状況

事業群①「食品の安全性の確保」
事業群評価調書9ー(3)一① 参照

事業群②「食品のより高い安全性確保のための食品関連事業者による取組の促進」 事業群評価調書 9 - (3) - ② 参照

事業群③「食品の安全性に関する理解促進」 事業群評価調書 9 - (3) - ③ 参照

事業群④「消費生活苦情相談の実施」 事業群評価調書 9 - (3) - ④ 参照

事業群⑤「高齢者等の消費者トラブルの未然防止・拡大防止」 事業群評価調書 9 - (3) - ⑤ 参照

| 事業群6 | 「消費者教育の推進 | 事業群評価調書9 - (3) - ⑥ 参照